

Wealth & Asset Management EY Viewpoints | Summer 2022

ウェルス&アセットマネジメント
EY ビューポイント | 2022年夏号



Building a better
working world

クライアントの皆さまへ

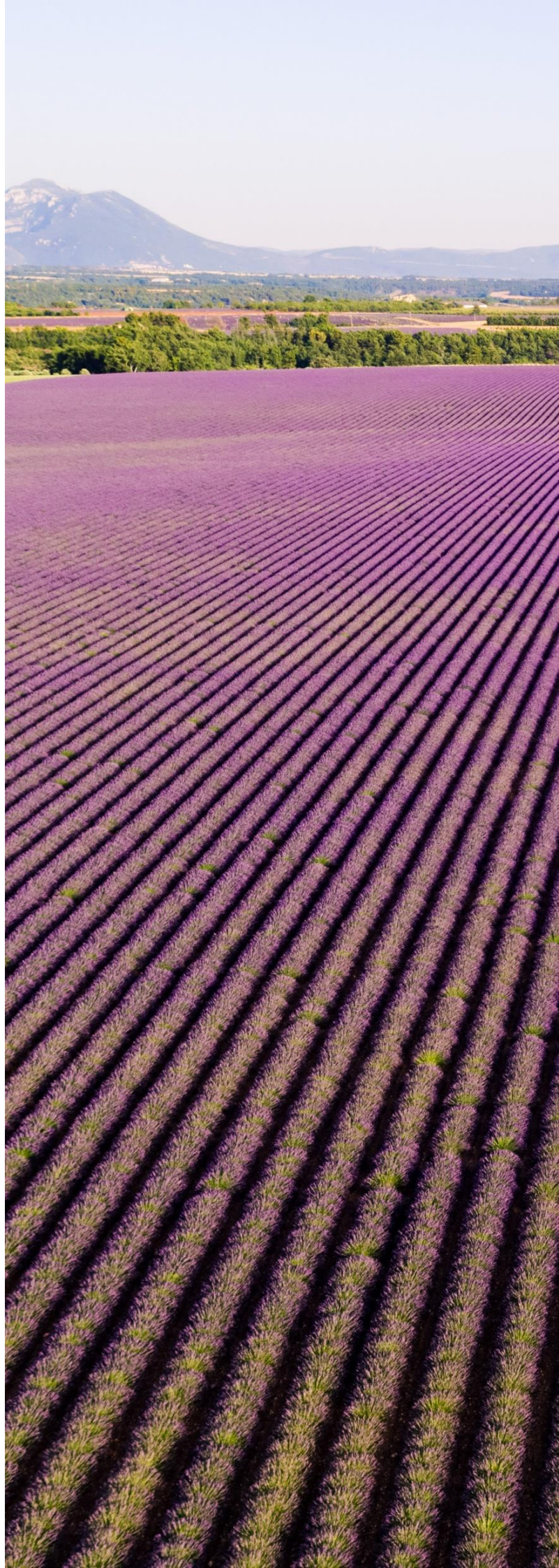
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本資料「EY Viewpoints (2022年夏号)」は、ウェルス&アセットマネジメント業界に関する制度動向を中心に、関連トピックスやコラム、その他クライアントの皆さまの御関心のありそうな内容を盛り込んでおります。

「EY Viewpoints」を日々の業務に、また最新のビジネス動向の把握にお役立ていただけますと幸いです。

2022年8月

EY新日本有限責任監査法人
ウェルス&アセットマネジメント
セクター長 長谷川 敬





Contents

▶ 制度動向トピック 3

金融規制(日本・国際)

監査

会計

税制

その他

▶ 金融規制(日本) 9

【金融庁】

「ディスクロージャーワーキング・グループ報告書」を公表

【金融庁】

『金融審議会「市場制度ワーキンググループ」中間整理』を公表

【金融庁】

「投資信託等の販売会社における顧客本位の業務運営のモニタリング結果について(令和3事務年度)」を公表

制度動向トピック

国内規制

金融庁：「ESG評価・データ提供機関等に係る専門分科会」（第3、4回）議事録を公表

金融庁は4月25日及び5月20日に、「ESG評価・データ提供機関等に係る専門分科会」（第3、4回）議事録を公表しました。

本分科会ではESG評価・データ提供機関から提出された資料を紹介し、それについて投資家や企業関係者が発言しました。

第3回分科会ではESG投資家の多様化によりESG評価機関に求められる内容が多様化していることや評価機関と発行体とのコミュニケーション方法等について議論されました。

第4回分科会では、ESG情報・データについて、投資家にどのよう利用されているか等について議論されています。

国内規制

投資信託協会：「投資信託のESGに関する意見交換会 アンケート結果」を公表

投資信託協会は5月27日、「投資信託のESGに関する意見交換会 アンケート結果」を公表しました。

ESG投資等に係る各社の組織体制、投資戦略、外部評価・ベンチマーク指数の活用状況、エンゲージメントの実施状況等の19項目、個別商品の取組状況10項目、これらの開示状況の15項目、計44項目についてアンケートを実施しました。

アンケート結果からはESG投資等の考え方等について各社で適切に整理されている又は整理が進められている様子が伺え、取組みが主にステュワードシップレポートを通じて開示されていることが確認できた、とされています。

個別商品に係る取組みとしては、ファンド毎にESGファンド該当性が適切に整理され様々な媒体を通じて開示されていることが確認できるが、情報提供は会社毎に異なる開示媒体で行われており、情報の粒度についても会社毎に差があるとされています。

国内規制

経済産業省：「人材版伊藤レポート2.0」を公表

経済産業省は5月13日、「人材版伊藤レポート2.0」を公表しました。

2020年1月に開催した「持続的な企業価値の向上と人的資本に関する研究会」で、企業の競争力の源泉が人材となっている中、持続的な企業価値の向上と「人的資本」について議論が行われ、2020年9月に「人材版伊藤レポート」と題した報告書が公表されました。「人材版伊藤レポート2.0」は、「人材版伊藤レポート」が示した内容を更に深掘り・高度化し、実行に移すべき取組み及びその取組みを進める上でのポイントや有効となる工夫を示しています。

経営戦略と人材戦略を連動させるための取組みについては、CHROの設置、役員報酬の支給額の一部を人材に関するKPIに連動させる制度の導入等が記されています。

国内規制

金融庁：ステュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議（第27回）議事録を公表

金融庁は5月27日、ステュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議（第27回）議事録を公表しました。

同会議では以下について議論がされました。

- ▶ コーポレートガバナンス・コード再改訂（2021年）後の中間点検について
- ▶ コーポレートガバナンス改革を通じての企業の持続的な成長の促進について
- ▶ 企業と投資家の建設的な対話のあり方について

国内規制

金融庁：「サステナブルファイナンス有識者会議」（第11回）議事録を公表

金融庁は6月9日、「サステナブルファイナンス有識者会議」（第11回）議事録を公表しました。

今回の第11回会議では、主に以下の議論がなされました。

- ▶ サステナブルファイナンスの取組み（企業開示の充実、市場の機能発揮、金融機関の機能発揮等）
- ▶ ESG関連公募投資信託を巡る状況（環境配慮をうたいながら実態を伴っていないESG関連投資信託、いわゆるグリーンウォッシュの問題について等）
- ▶ 金融機関における気候変動への対応について（顧客企業の気候変動の支援、気候関連リスクの管理に関する金融庁と金融機関との対話の着眼点、金融機関による顧客企業の気候変動対応の支援の進め方等）

国内規制

金融庁：『金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」中間整理』を公表

金融庁は6月22日、『金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」中間整理』を公表しました。

本公表は、2021年6月の第二次報告の公表後、2021年10月から8回にわたり審議を行ってきた内容を中間的に整理されたものとなります。

（詳細は、13ページをご参照ください。）

国内規制

金融庁：「ディスクロージャーワーキング・グループ報告書」を公表

金融庁は6月13日、「金融審議会 ディスクロージャーワーキング・グループ報告—中長期的な企業価値向上につながる資本市場の構築に向けて—」を公表しました。

本報告書は、2021年9月より計9回にわたり、企業情報の開示のあり方について行われた検討及び審議の結果をとりまとめたものになります。

（詳細は、9ページをご参照ください。）

国内規制

ESG情報開示研究会：「活動報告書 2022」を公表

ESG情報開示研究会は6月30日、約2年間の活動をまとめた報告書を公表しました。

本研究会は、グローバル動向をにらみつつ、より効果的なESG情報開示のあり方や発行体と投資家のエンゲージメントのあり方を探ることを目的に発足しています。

本報告書では、発行体、機関投資家へのインタビューから見えしてきた課題、長期価値創造ストーリー策定における課題解決に向けた方向性、長期的価値創造における非財務指標のありかた、今後の活動に向けた提言等について記されています。

また、3年目以降の活動のテーマとして人的資本への対応検討等が検討されています。

制度動向トピック

国内規制

金融庁：「投資信託等の販売会社による顧客本位の業務運営のモニタリング結果について（令和3事務年度）」を公表

金融庁は6月30日、「投資信託等の販売会社による顧客本位の業務運営のモニタリング結果について（令和3事務年度）」を公表しました。

本公表は、投資信託等の販売状況のモニタリング等を通じて把握した事実や示唆される内容、課題等について分析を行ったものをとりまとめたものです。

本事務年度においては、顧客本位の業務運営に関する経営戦略上の位置付けや、顧客の資産形成と持続的な業務を両立させるための中長期的なビジネスモデルのあり方等に関して、モニタリングや対話が実施されています。

（詳細は、17ページをご参照ください。）

国内規制

金融庁：「ESG評価・データ提供機関等に係る専門分科会報告書」「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範（案）」を公表

金融庁は7月12日、「ESG評価・データ提供機関等に係る専門分科会報告書」を公表しました。

金融庁は、「サステナブルファイナンス有識者会議」のもとに2022年2月に「ESG評価・データ提供機関等に係る専門分科会」（以下「本専門分科会」という。）を設置し、計7回にわたり、ESG評価・データに係る現況、ESG評価・データが適切に提供・利用されるための関係者の課題、今後見込まれる展開等について幅広く議論が行われました。本報告書はそれらの議論の結果がとりまとめられたものになります。

また、金融庁は同日付で、「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範（案）」を公表しており、本専門分科会での議論の結果を踏まえ、ESG評価・データ提供機関に期待される具体的な行動を「行動規範」（案）としてまとめています。

国内規制

金融庁：「サステナブルファイナンス有識者会議第二次報告書」を公表

金融庁は7月13日、「サステナブルファイナンス有識者会議第二次報告書」を公表しました。

2021年6月に「サステナブルファイナンス有識者会議報告書」（第一次報告書）を公表以降、計5回にわたり、第一次報告書において提言としてとりまとめた施策の進捗状況について、随時把握が行われ、国内外の動向等を踏まえた更なる重要課題について議論が行われ、本報告書はこれらの議論を踏まえてとりまとめられたものになります。

本第二次報告書では、主に、サステナブルファイナンスを取りまく諸課題と、「開示の充実」「市場機能の発揮」「金融機関の機能発揮」「横断的施策」の4つの取組みに関する進捗状況及び今後の課題等が整理されています。

国際規制

ESMA：EUにおけるESG格付機関の市場構造に関する調査結果を公表

ESMA（欧州証券市場監督局）は6月27日、EUにおけるESG格付機関の市場構造に関する調査結果を公表しました。

調査は、ESG評価機関、ESG評価利用者、ESG評価対象事業体に対して実施され、各回答の分析から示された主な特徴や傾向は以下の通りです。

- ▶ ESG評価機関

少数の大規模な非EUの評価機関と多数の小規模なEUの評価機関により、EUのESG格付評価市場が構成されています。
- ▶ ESG評価利用者

ESG評価利用者の大半は、カバレッジの拡大や異なるタイプのESG評価を得ることを目的として複数のESG評価機関を利用しています。また、ESG評価の欠点として、特定の業界や業態がカバーされていないこと、データの粒度が不十分であること、評価手法の透明性の不足が挙げられています。
- ▶ ESG評価対象事業体

ESG評価対象事業体は、事業体の規模に大きく依存するものの、ESG評価機関とのやり取りに一定程度のリソースを割いている状況にあります。また、ESG評価の欠点として、評価根拠の透明性の不足、フィードバックまたはエラーの修正の機会の不足が挙げられています。

SEC: ESG投資慣行に関する投資顧問及び投資会社による開示案を提案

SEC(米証券取引委員会)は5月25日、ファンド及びアドバイザーによる環境、社会、ガバナンス(ESG)要因の組み込みに関する投資家向けの一貫性があり、比較可能で、信頼できる情報を提供するための規則及び報告フォームの修正案を提案しました。

提案された修正案では、特定の種類のESG戦略を大まかに分類することを目的としていて、ファンド及びアドバイザーは、ESG戦略に基づいて、ファンドの目論見書、年次報告書及びアドバイザーのパンフレットでより具体的な開示を提供するとともに、ファンド及びアドバイザーに対してSECへの一定のESG報告を要求しています。

会計

ISSB: サステナビリティ開示の包括的なグローバル・ベースラインを策定することを提案

ISSB(国際サステナビリティ基準審議会)は、COP26において資本市場向けのサステナビリティ開示の包括的なグローバル・ベースラインを開発するために設立され、3月31日に、最初の2つの基準書案に関する公開協議を開始しました。

1つは、一般的なサステナビリティ関連開示の要求事項、もう1つは、気候関連開示の要求事項を定めています。

本提案は、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する企業からの情報の改善を求めるG20首脳やIOSCO(証券監督者国際機構)等からの要請を受けて開発されたものです。本提案は、投資家が企業の企業価値を評価するために必要な、企業の重大なサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する重要性がある情報の開示に係る要求事項を定めています。

また、本提案は、気候変動開示基準委員会、国際会計基準審議会、価値報告財団(統合報告及びSASBスタンダードを提供)、TCFD及び世界経済フォーラムの取組みを基礎としています。IFRSのサステナビリティ開示基準は、グローバル・ベースラインを提供し、より幅広い利害関係者の情報ニーズを満たすことを意図したものを含め、法域固有の要求事項と両立可能であることを意図しています。

ESMA: EUにおけるリテール投資商品のコストとパフォーマンスに関する年次統計レポートを公表

ESMA(欧州証券市場監督局)は4月5日、EUにおけるリテール投資商品のコストとパフォーマンスに関する年次統計レポートを公表しました。

レポートは、2011年から2020年のリテールUCITSやリテールAIFs等のコストとパフォーマンスを対象としており、主な内容は以下の通りです。

- ▶ 2020年のUCITS及びAIFsのパフォーマンスは、COVID-19の影響により、大幅に低下している
- ▶ UCITSのコストについては、機関投資家よりリテール投資家が負担するコストが高い状況にある。また、クロスボーダーファンドの方が国内ファンドよりもコストが高い状況にある
- ▶ 2020年のESG UCITSのパフォーマンスは非ESG UCITSよりも優れている一方で、ESG UCITSのコストは非ESG UCITSのコストよりも低くなっている。また、ESG UCITSの中でもSFDR9条ファンドはSFDR8条ファンドよりもパフォーマンスが優れている
- ▶ AIFsの投資資産の割合としては、2019年と比較して不動産への投資が増加している

税制

香港: 香港事業所得税、帳簿上のトレーディング利益が課税対象とされない場合について

香港の第一審裁判所(Court of First Instance、以下、「CFI」という。)は4月21日、帳簿上の利益を香港事業所得税上、非課税扱いとするという納税者に有利な判決を下しました。この判決により、企業グループの海外の租税負担を軽減する目的で設立された場合を含む、香港法人の役割に関わらず、当該法人が利益を生み出すために行った活動に対して、事業所得税が課されるのが明確になりました。

CFIはさらに、海外からの銀行口座の運用や香港での登記上の事務所の維持のみ等、香港で行う活動が限定的である場合は、通常、香港で事業を行っているとはみなされないと判断していますが、また、香港のサプライヤーが香港で事業を行っていることが、納税者が香港で事業を行っているかどうかに影響することもないとしています。

CFIは、実務上の観点から、サプライヤーへの決済や顧客からの入金といった目的で銀行口座を運用することは、利益を生み出す売買契約の成立後に行われた付随行為であり、利益を生み出す活動には当たらないとしています。

所得源泉を決定することは、実務的に難しい問題であり、納税者は、当該決定が納税者に及ぼす影響を評価するために、税務専門家のアドバイスを求めるべきであると言えます。

主な内容は、EY税理士法人の以下のアラートをご参照ください。

https://www.ey.com/ja_jp/ey-japan-tax-library/tax-alerts/2022/tax-alerts-06-02

制度動向トピック

税制

OECD: BEPS2.0第1の柱におけるAmount Aの税の確実性に関するパブリック・コンサルテーション・ドキュメントを発表

OECD(経済協力開発機構)は5月27日、BEPS 2.0プロジェクトの第1の柱について、「Tax Certainty Framework for Amount A (Amount Aのための税の確実性の枠組み)」及び「Tax Certainty for Issues Related to Amount A(Amount Aに関する課題についての税の確実性)」と題した2つのパブリック・コンサルテーション・ドキュメントを発表しました。

1つ目のコンサルテーション・ドキュメントでは、税の確実性(Tax Certainty)の枠組みは、多国籍企業グループに、Amount A規則に関する確実性を保証することを目的として3つのメカニズムを提案している。

2つ目のコンサルテーション・ドキュメントでは、移転価格と恒久的施設の帰属利益に関する係争について、権限ある当局へ相互協議(MAP)の申し立てを行ってから2年以内に解決できない場合に、強制的・拘束力的なメカニズムにより解決することを定めた規定案が含まれている。

主な内容は、EY税理士法人の以下のアラートをご参照ください。

https://www.ey.com/ja_jp/ey-japan-tax-library/tax-alerts/2022/tax-alerts-07-04-02

その他

GPIF:「ESG投資の分散投資効果とポートフォリオ効率性に関する共同研究」を掲載

GPIFは4月20日、「ESG投資の分散投資効果とポートフォリオ効率性に関する共同研究」を掲載しました。

GPIFは、年金積立金運用において投資先及び市場全体の持続的成長が、運用資産の長期的な投資収益の拡大に必要であるとの考え方を踏まえ、非財務的要素であるESGを考慮した投資を推進しています。

このような取組みを行う上で、ESG投資の分散投資効果やポートフォリオ効率性に対する効果を検証することは、より適切かつ効果的なESGの取組みを可能にするとともに、その有効性を客観的に評価する上で必要であると考えています。

今回、オーストラリア国立大学の沖本竜義准教授と共同研究を実施し、以下に示す4つの研究プロジェクトに取組み、それらの位置づけ及び概要について紹介しています。

- ▶ ESG指数の分散投資効果とポートフォリオ効率性への寄与
- ▶ 女性活躍指数(WIN)のパフォーマンスと市場状態
- ▶ ESGスコアの企業価値ならびに超過投資への影響
- ▶ ESGスコアの社債の信用スプレッドへの影響

税制

OECD: BEPS 2.0プロジェクト第1の柱のAmount Aに関する進捗報告書を公表

OECD(経済協力開発機構)は7月11日、BEPS 2.0プロジェクトについて、「第1の柱のAmount Aに関する進捗報告書(プログレスレポート)」を公表しました。

進捗報告書は、Amount Aに基づく新たな課税権の基本構成要素を含むOECDから公表されたコンサルテーション・ドキュメントであり、国内のモデルルールを形を取っている。新たな課税権の行使に関するルール(税の確実性に関連する規定を含む)は盛り込まれていません。

進捗報告書と併せて公表された、税源浸食と利益移転(BEPS)に関するOECD/G20包摂的枠組みによる進捗報告書の添付文書(カバーノート)には、Amount Aの作業に関するスケジュール修正案が示されています。

これらの文書により、Amount Aルールは2023年中には発効しないことが明確となった。2022年10月の包摂的枠組みの会合でルールを確定し、2023年上半年に多国間条約(MLC)の調印式を開催し、必要数の国・地域の批准を経て、2024年中にMLCを発効させることを目標としたスケジュールが見込まれています。

主な内容は、EY税理士法人の以下のアラートをご参照ください。

https://www.ey.com/ja_jp/ey-japan-tax-library/tax-alerts/2022/tax-alerts-07-27-02

その他

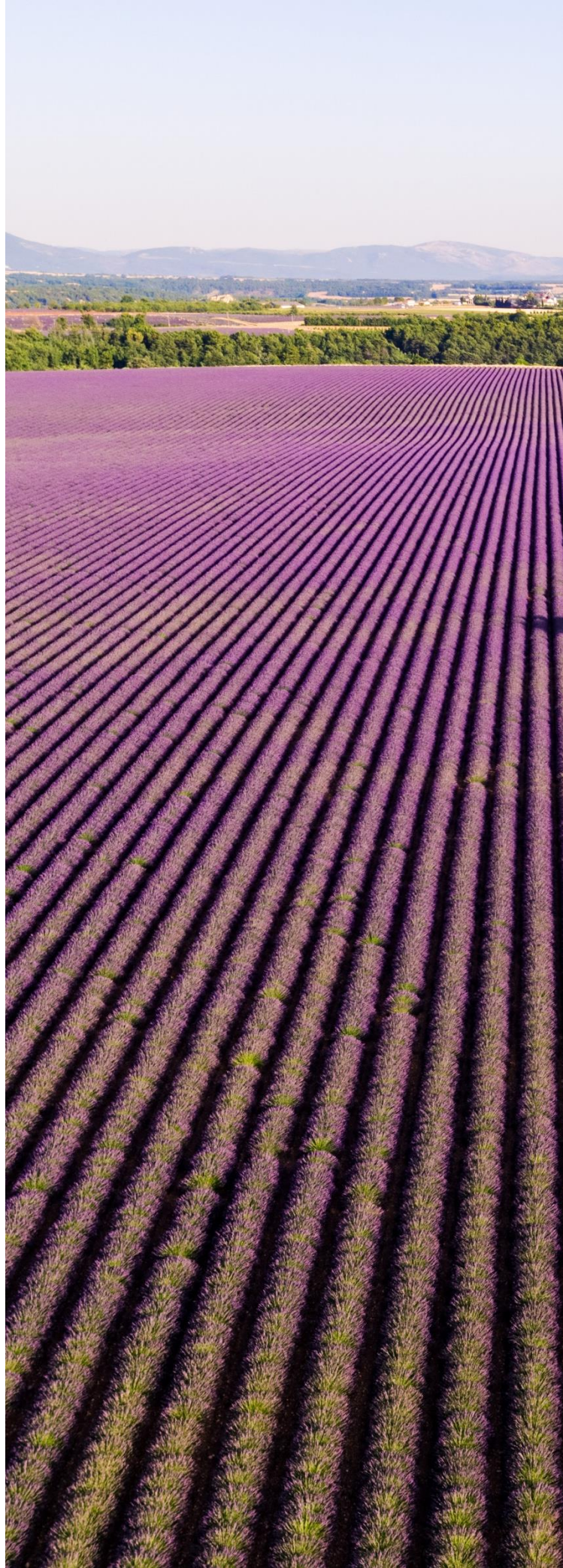
GPIF:「第7回 機関投資家のスチュワードシップ活動に関する上場企業向けアンケート 集計結果」を公表

GPIFは5月12日、「第7回 機関投資家のスチュワードシップ活動に関する上場企業向けアンケート 集計結果」を公表しました。

GPIFは2016年から、運用受託機関のスチュワードシップ活動に関する評価と、「目的を持った建設的な対話」(エンゲージメント)の実態及び前回アンケート実施以降の1年間における変化の把握を目的として、上場企業向けアンケートを実施しています。

アンケート結果の概要は以下の通りです。

- ▶ 企業の長期ビジョンの想定期間がさらに延伸
- ▶ 非財務情報の任意開示を行う企業が大きく増加
- ▶ コーポレートガバナンス・コード改訂を反映したESGテーマに対する意識の高まり(企業のESG活動における主要テーマとして、特に、気候変動、ダイバーシティ、人権と地域社会については、前回比での回答率の増加が顕著となっています)



金融規制

Financial Regulation Update — 日本

【金融庁】

「ディスクロージャーワーキング・グループ報告書」を公表

■ 概要

金融庁は2022年6月13日、「金融審議会 ディスクロージャーワーキング・グループ報告—中長期的な企業価値向上につながる資本市場の構築に向けて—」(以下「本報告書」という。)を公表しました。

金融審議会のディスクロージャーワーキング・グループでは、昨今の経済社会情勢の変化を踏まえ、非財務情報開示の充実と開示の効率化等についての審議を実施しました。本報告書は、これまでの審議に基づき、以下の内容を取りまとめています。

- I. サステナビリティに関する企業の取組みの開示
- II. コーポレートガバナンスに関する開示
- III. 四半期開示をはじめとする情報開示の頻度・タイミング
- IV. その他の開示に係る個別課題

本稿では、主要な論点についての要旨を示します。

■ サステナビリティに関する企業の取組みの開示

1. サステナビリティ全般に関する開示

本報告書では、投資家に分かりやすく投資判断に必要な情報を提供する観点から、有価証券報告書において、サステナビリティ情報を一体的に提供する枠組みとして、独立した「記載欄」を新設すべきとしています。「記載欄」にはTCFD(Task Force on Climate-related Financial Disclosures、気候関連財務情報開示タスクフォース)等の国際的なフレームワークと整合的な「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標と目標」の4つの構成要素に基づき、以下の通り開示すべきと提言しています。

ガバナンス	リスク管理	戦略	指標と目標
全ての企業が開示する		開示が望ましいものの、各企業が重要性を判断して開示する (各企業が重要性を判断した上で記載しないこととした場合でも、投資家にとって有用な情報である当該判断やその根拠を含めた開示を積極的に行うことが強く期待される。)	

2. 気候変動対応に関する開示

本報告書では、有価証券報告書に設けるサステナビリティ情報の「記載欄」において、企業が、気候変動対応が重要であると判断する場合、「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標と目標」の枠で開示すべきと提言しています。

なお、「指標と目標」の枠で開示することが考えられるGHG(Greenhouse Gas、温室効果ガス)排出量に関しては、各企業の業態や経営環境等を踏まえた重要性の判断を前提としつつ、特に、Scope 1(事業者自らによるGHGの直接排出)とScope 2(他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出)のGHG排出量について、企業において積極的に開示することが期待されると述べられています。

3. 人的資本、多様性に関する開示

本報告書では、人的資本や多様性に関する情報について以下の対応をすべきであると提言しています。

- ▶ 中長期的な企業価値向上における人材戦略の重要性を踏まえた「人材育成方針」(多様性の確保を含む)や「社内環境整備方針」について、有価証券報告書のサステナビリティ情報の「記載欄」の「戦略」の枠の開示項目とする
- ▶ それぞれの企業の事情に応じ、上記の「方針」と整合的で測定可能な指標(インプット、アウトカム等)の設定、その目標及び進捗状況について、同「記載欄」の「指標と目標」の枠の開示項目とする
- ▶ 女性管理職比率、男性の育児休業取得率、男女間賃金格差について、中長期的な企業価値判断に必要な項目として、有価証券報告書の「従業員の状況」の中の開示項目とする

以上、1.から3.をまとめると、サステナビリティに関する企業の取組みの開示の全体像は以下の通りとなります。

サステナビリティに関する考え方、取組み[新設]

	ガバナンス	戦略	リスク管理	指標と目標
サステナビリティ共通	全企業 ガバナンスに関する事項 (開示)	戦略に関する事項 (各企業が重要性を踏まえ、開示を判断)	全企業 リスク管理に関する事項 (開示)	指標・目標に関する事項 (各企業が重要性を踏まえ、開示を判断)
気候変動	重要な場合は、「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標と目標」の枠で開示			
				GHG排出量 (特にScope1・Scope2の積極的な開示を期待)
人的資本多様性	重要な場合は、「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標と目標」の枠で開示			
		全企業 人材育成方針 社内環境整備		全企業 測定可能な指標 (インプット/アウトカム) 目標及び進捗状況
従業員の状況	必要に応じて定量情報を定性情報で補足		必要に応じて相互参照	
	現在の記載事項 (従業員数、平均年齢、平均勤続年数、平均年間給与)		追加 ・女性管理職比率 ・男性育休取得率 ・男女間賃金格差	

出典:金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」第7回(2022年3月24日開催)資料1 事務局説明資料を基にEY一部変更

■ コーポレートガバナンスに関する開示

投資家と企業との間の中長期的な企業価値の向上に向けた対話に資するべく、コーポレートガバナンスに関する取り組みの進展を適切に反映させることが求められており、本報告書では以下のように提言されています。

取締役会、指名委員会・報酬委員会等の活動状況	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 有価証券報告書に取締役会、委員会等(法定の指名委員会、報酬委員会のほか、企業が任意に設置する委員会その他これに類するもの)の活動状況の「記載欄」を設け、その「記載欄」では、監査役会等の活動状況の開示と同様、まずは「開催頻度」、「主な検討事項」、「個々の構成員の出席状況」を開示すべき ▶ 当該「記載欄」において、詳細な情報については、コーポレート・ガバナンス報告書や任意開示書類を参照することも有用
監査の信頼性確保に関する開示	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 現在の有価証券報告書の枠組みの中で、「監査役又は監査委員会・監査等委員会の委員長の視点による監査の状況の認識と監査役会等の活動状況等の説明」、「KAMについての監査役等の検討内容」を開示することが望ましい ▶ 有価証券報告書において、「デュアルレポーティングライン(内部監査部門が経営者に対する報告と同内容を取締役会、監査役会に直接報告する体制)の有無を含む内部監査の実効性の説明」を開示項目とすべき
政策保有株式等に関する開示	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「政策保有株式の発行会社と業務提携等を行っている場合の説明」を有価証券報告書の開示項目とすべき ▶ 「政策保有株式の議決権行使の基準」についても、例えば、「記述情報の開示の好事例集」等を通し、積極的な開示を促すべき

■ 四半期開示をはじめとする情報開示の頻度・タイミング、その他の開示に係る個別課題

1. 四半期開示

本報告書では、金融商品取引法に基づく四半期報告書と取引所規則に基づく四半期決算短信は、両者の間の内容面での重複や開示タイミングの近接が指摘されていることを踏まえ、コスト削減や開示の効率化を目的とし、四半期決算短信への「一本化」が適切と提言されています。ただし、四半期決算短信への一本化を進めるにあたって、以下をはじめとする課題について引き続き議論を深めていくと述べられています。

- ▶ 全部又は一部の上場企業を対象とした四半期決算短信の義務付けの有無をどう考えるか
- ▶ 四半期決算短信の開示内容については、従来、速報性の観点から簡素化されてきた経緯がある中、「一本化」に当たり、その内容をどう見直すか
- ▶ 四半期決算短信の虚偽記載に対するエンフォースメントの手段をどう確保するか。この点に関し、四半期決算短信を金融商品取引法に基づく臨時報告書として開示することにより法令上のエンフォースメント手段を確保するとの対応策についてどう考えるか
- ▶ 四半期決算短信に対する監査法人によるレビューの必要性についてどう考えるか
- ▶ 第1・第3四半期報告書の廃止後に上場企業が提出する「半期報告書」に対する監査法人の保証のあり方についてどう考えるか(「レビュー」、「中間監査」)

2. その他

本報告書では、四半期開示の他、以下の項目について提言がなされています。

適時開示のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 我が国の上場企業の中には過度に「間違いのない開示」を指向し、「細則」に該当しない場合や該当性が不明確な場合には、開示に消極的といった指摘がある ▶ よりタイムリーに企業の状況変化に関する情報が企業から開示されるよう、取引所において適時開示の促進を検討すべきであり、その検討に当たっては、適時開示のエンフォースメントのあり方についても整理することが期待される
有価証券報告書の株主総会前提出	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 有価証券報告書の提出タイミングについては、それぞれの企業が置かれた状況や投資家との対話も踏まえつつ、例えば、まずは、必ずしも十分に早い時期でなくとも株主総会前に有価証券報告書を提出するといった取組みが期待される
重要情報の公表タイミング	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 我が国では多くの上場企業による重要情報の公表タイミングは証券取引所の立会時間終了後の15時以降に集中していると指摘されている ▶ 決算情報を含む重要情報の公表タイミングについては、社内手続き等を了したタイミングで速やかに開示することが基本であり、このような開示を促す取組みを進めるべき
「重要な契約」の開示	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 以下の個別分野における「重要な契約」について、開示すべき契約の種類や求められる開示内容を明確化すべき <ul style="list-style-type: none"> ▶ 企業・株主間のガバナンスに関する合意 ▶ 企業・株主間の株主保有株式の処分・買増し等に関する合意 ▶ ローンと社債に付される財務上の特約
英文開示	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 東京証券取引所のプライム市場に上場する企業は、積極的に有価証券報告書の英文開示を行うことが期待される ▶ まずは、利用ニーズの特に高い項目について、英文開示を行うことが重要である。また、新たに「記載欄」を設けるサステナビリティ情報についても英文開示が期待される
有価証券報告書とコーポレート・ガバナンス報告書の記載事項の関係	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 両者の開示については、それぞれの特徴があるものの、内容の重複が指摘されている ▶ 有価証券報告書とコーポレート・ガバナンス報告書の特徴やそれぞれの開示システムの利便性等を踏まえて整理することが考えられる

【EY Viewpoint】

- ▶ 2022年6月7日に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ」の〈参考資料〉「新しい資本主義実行計画工程表」によれば、有価証券報告書において気候変動等のサステナビリティ情報について、早ければ2023年3月期より開示義務化する方針を示しており、早急な準備が求められる可能性があることから、動向を注視しておく必要があります。
- ▶ サステナビリティ情報開示については、金融庁が公表している「記述情報の開示の好事例集2021」や「記述情報の開示の充実に向けた解説動画」が参考になるものと思われます。

金融規制

Financial Regulation Update — 日本

【金融庁】

『金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」中間整理』を公表

■ 概要

金融庁は2022年6月22日、『金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」中間整理』を公表しました。

2020年9月11日、金融担当大臣から金融審議会に対して行われた諮問を受け、金融審議会は成長と分配の好循環の実現が必要であり、その観点から金融・資本市場に関する諸施策を進めることが求められているという問題意識に基づき、審議を行ってきました。

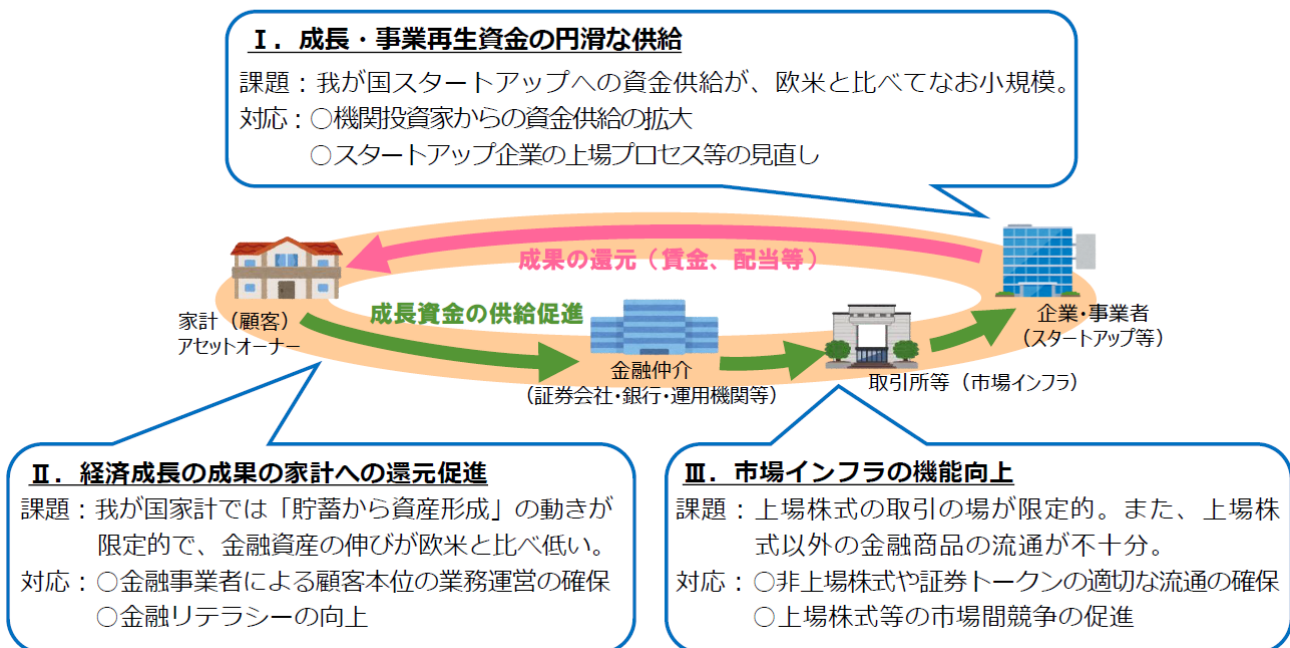
2021年6月の第二次報告の公表後、2021年10月から8回にわたり審議を行ってきた内容を中間的に整理したものが今般公表されています。具体的には、以下の4項目について様々な提言等が紹介されています。

- I. 成長・事業再生資金の円滑な供給
- II. 経済成長の成果の家計への還元促進
- III. 市場インフラの機能向上
- IV. 社債市場の活性化

本稿では、主要な提言等について示します。

図1: 中間整理の概要

- 成長・事業再生資金の供給により持続的な経済成長を実現するとともに、家計の適切な金融商品の選択を通じて成長の成果を還元し資産所得を増加させる、「成長と分配の好循環」の実現のための施策について整理。
- 具体的な対応策を示した事項については、順次実施。その他の事項については、引き続き、市場制度ワーキング・グループにおいて検討。

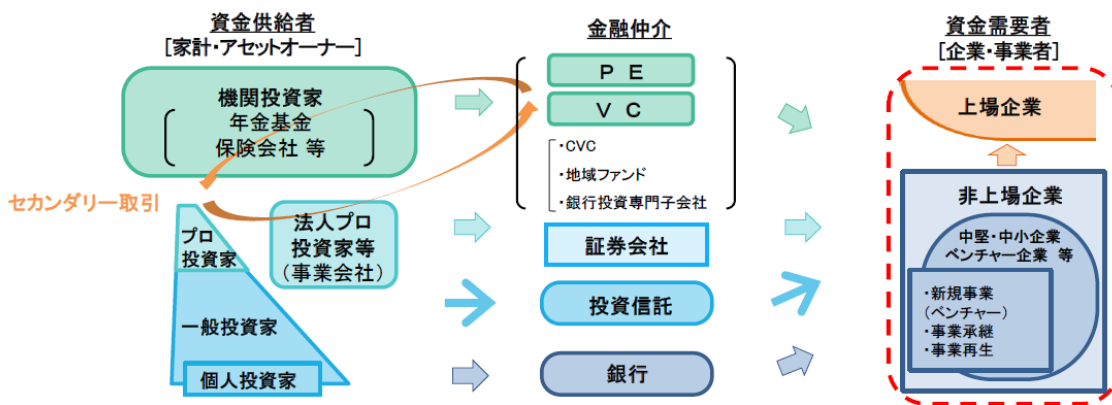


出典:金融審議会 市場制度ワーキング・グループ中間整理 概要(当記事内で、以下同様)

1. 成長・事業再生資金の円滑な供給

上場企業については、コーポレートガバナンス改革やディスクロージャーの充実等を通じた企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の取組みが進められている一方、スタートアップ・非上場企業についても、起業をより円滑に行えるようにするとともに、企業価値を高めていけるよう、成長資金供給の円滑化や投資家による経営支援の強化を進めていく必要があるとしており、そのために図2のような提言が示されています。

図2: 成長資金の供給のあり方の全体像



スタートアップ・非上場企業への成長・事業再生資金の円滑な供給

- アセットオーナー等によるVC投資等の拡大
- 投資信託への非上場株式の組み入れに関する枠組みの整備
- 機関投資家等による非上場株式のセカンダリー取引の円滑化
- 地域企業の事業再生・事業承継の円滑化に向けた勧誘可能な非上場株式の取引の範囲拡大
- デットファイナンスの拡充（「事業成長担保権（仮称）」について検討）
※銀証ファイアーウォール規制に関連する制度のあり方について、引き続き検討

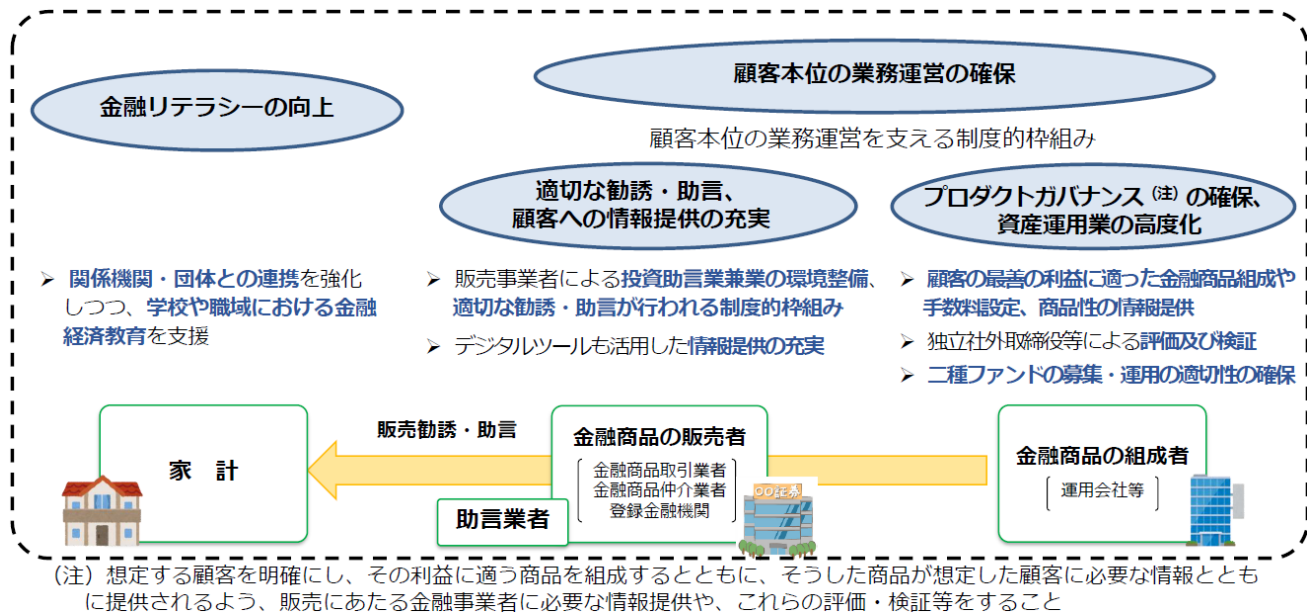
企業の成長に資する上場等のあり方

- 企業特性に合わせた取引所の上場審査を実現（先端的領域で事業を行う企業の審査における第三者評価の活用等）
- 取引所においてダイレクトリスティング（注）を利用しやすい環境を整備
（注）証券会社による引受けを伴わずに新規上場する方式

II. 経済成長の成果の家計への還元促進

- ▶ 安定的な資産形成を促し、資産所得を増加させるためには、金融事業者による顧客本位の業務運営を確保することが必要であり、併せて家計自体の金融リテラシーを向上させていくことが重要としています。
- ▶ 金融事業者による顧客本位の業務運営の確保のためには、顧客に対する適切な勧誘・助言や、顧客ニーズに沿った金融商品組成等が行われるような制度的枠組み等について総合的に検討していくことが必要とし、図3のようなアプローチを検討しています。
- ▶ 資産運用業に関しては、プロダクトガバナンスの確保を促す観点から、顧客の最善の利益に適った金融商品組成や手数料等の設定、適切な商品選択に資する想定顧客属性や費用といった商品性の情報提供、独立社外取締役等によるこれらの評価及び検証のほか、こうした枠組みを確保するための資産運用会社等自身のガバナンスの強化を図っていくため、「顧客本位の業務運営に関する原則」の見直しの検討等について言及されています。

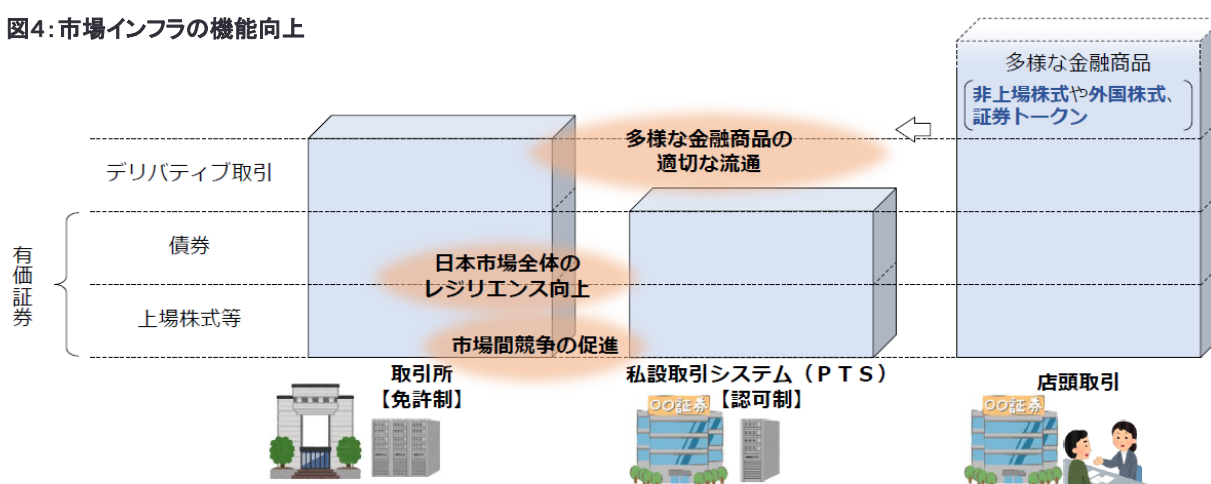
図3: 経済成長の成果の家計への還元促進へ向けたアプローチ



III. 市場インフラの機能向上

金融商品の「取引の場」としては、東証等の取引所のほか、証券会社が運営する私設取引システム(PTS)、証券会社の店頭取引がありますが、多様な有価証券の適切な流通の確保や、市場間競争の促進等の観点から、PTSの機能の向上が期待されるとしています。

図4:市場インフラの機能向上



上場株式等の取引プラットフォーム

- ▶ 不正取引への対応を強化しつつ、PTSが上場株式等を取り扱う場合の売買高の上限緩和について検討

非上場有価証券等の取引プラットフォーム

- ▶ 非上場株式や証券トークン等の流通におけるPTSの積極的な活用に向け、認可審査について、以下を実施
 - ・審査内容・手続の明確化
 - ・取扱商品・取引高に応じた認可基準の適切な設定
 - ・認可手続の迅速化
- ▶ 投資家保護のため、取扱商品の適切性を確認する枠組みを構築

IV. 社債市場の活性化

- ▶ 低格付債市場の拡大も含めた更なる社債市場の活性化を図るためには、引き続き、他の債務との優先劣後関係を踏まえつつ、社債評価にあたって必要な情報の提供、十分な社債権者保護、発行・流通市場インフラの整備を図っていくことが重要としています。
- ▶ そのため、今後も他債務のコベナンツ等に関する情報開示や必要なコベナンツの付与、社債管理者や社債管理補助者による社債権者保護や利益相反管理の高度化、発行・流通市場におけるより透明性の高い仕組みの定着やレポ市場の育成等に向けた、関係者による適切な対応が行われるべきとされています。

【EY Viewpoint】

- ▶ 本報告で示されている様々な提言等は、今後の金融行政の方向性が示されているものとも考えられるため、内容の理解が必要と思われます。さらに、提言等が制度改正に至った場合には、資産運用会社を含め幅広い金融機関等に影響を与える可能性があるため、今後の制度動向には注視が必要と考えられます。
- ▶ ワーキング・グループは、本報告で具体的な対応策を示した事項については、関係者において、制度整備も含め早期に、かつ積極的な取組が進められることを期待するとしています。したがって、各関係団体等において具体的な取組の実施が期待されているものと考えられます。

金融規制

Financial Regulation Update — 日本

【金融庁】

「投資信託等の販売会社による顧客本位の業務運営のモニタリング結果について(令和3事務年度)」を公表

■ 概要

金融庁は、2022年6月30日に「投資信託等の販売会社による顧客本位の業務運営のモニタリング結果について(令和3事務年度)」を公表しました。

投資信託等の販売状況のモニタリング等を通じて把握した事実や示唆される内容、課題等について分析を行ったものを取りまとめられたものです。

本事務年度においては、顧客本位の業務運営に関する経営戦略上の位置付けや、顧客の資産形成と持続的な業務を両立させるための中長期的なビジネスモデルのあり方等に関して、モニタリングや対話が実施されています。

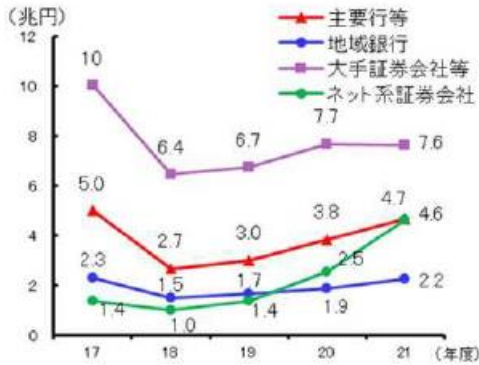
■ 主な内容

1. リスク性金融商品販売等にかかるビジネス概要

販売会社の中には、顧客セグメントを意識した経営戦略に基づく創意工夫を実践している先があります。こうした一部の販売会社に対する顧客による選択のメカニズムが実現し始めている一方で、その実践には課題も見受けられます。

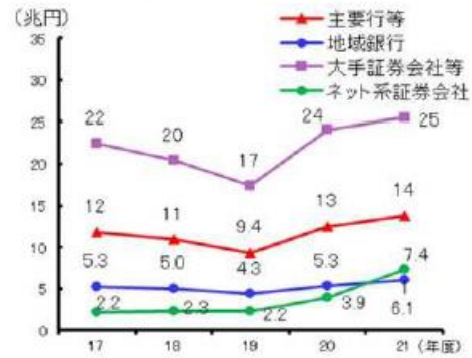
<p>経営戦略・ビジネスモデルの転換等に向けた取組みと実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 販売会社では、①顧客セグメント毎のアプローチ明確化、②フローからストックへの転換、③同一グループ内における銀行と証券会社との連携の動きが一段と明確化する、等のリスク性金融商品販売に係る経営戦略等の実現に向けた試みがなされている ▶ ネット系証券は低コストに基づく若年層の取り込みに奏功し、保有顧客数は顕著に増加している ▶ 近年、解約・償還額が販売額とほぼ同水準となり、投資信託の解約・償還が高止まりの状態となっている
<p>各業態が目指す経営戦略の実現に向けた課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 銀行 対面の特性を活かした経営戦略の一段の具体化・同一グループ内における銀行と証券会社との連携に伴う課題への対応 ▶ 大手証券会社 ストック収益に基づくビジネスモデルの一段の実践 ▶ ネット系証券会社 情報提供面での工夫を通じた顧客利便性の一段の向上

【投資信託の販売額の推移】



(注1)有効回答が得られた主要行等8行、地域銀行25行、大手証券会社等8社
(20年度以降は経営統合により7社)、ネット系証券会社5社を集計
(注2)銀行は、自行販売、仲介販売、紹介販売の合算ベース
(資料)金融庁

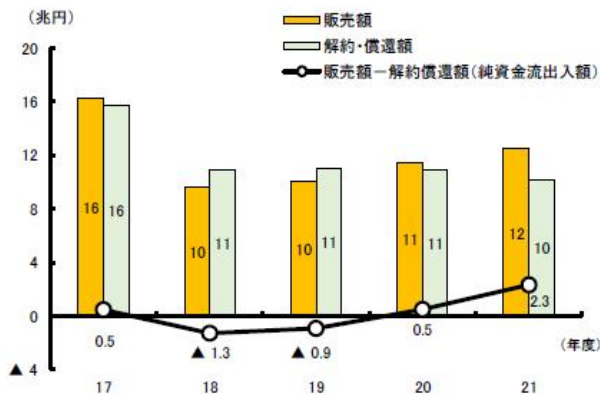
【投資信託の預り資産残高の推移】



(注1)有効回答が得られた主要行等8行、地域銀行24行、大手証券会社等8社
(20年度以降は経営統合により7社)、ネット系証券会社5社を集計
(注2)銀行にて販売した商品は、自行販売、仲介販売の合算ベース
(資料)金融庁

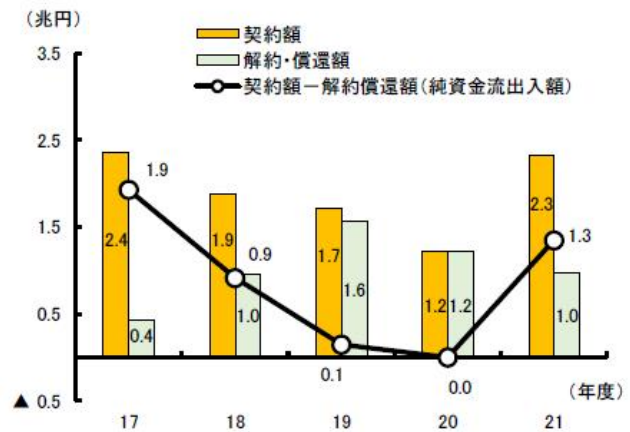
【投資信託の販売(契約)額と解約・償還の動向】

【投資信託】



(注1)有効回答が得られた主要行等9行、地域銀行24行、大手証券会社等7社を集計
(注2)銀行は自行・仲介販売ベース
(資料)金融庁

【ファンドラップ】



(注)ファンドラップを取り扱っている主要行等5行、地域銀行11行、大手証券会社等7社を集計
(資料)金融庁

出典:金融庁「投資信託等の販売会社による顧客本位の業務運営のモニタリング結果について(令和3事務年度)」全体版(当記事内で、以下同様)

2. 販売戦略・態勢整備及び課題

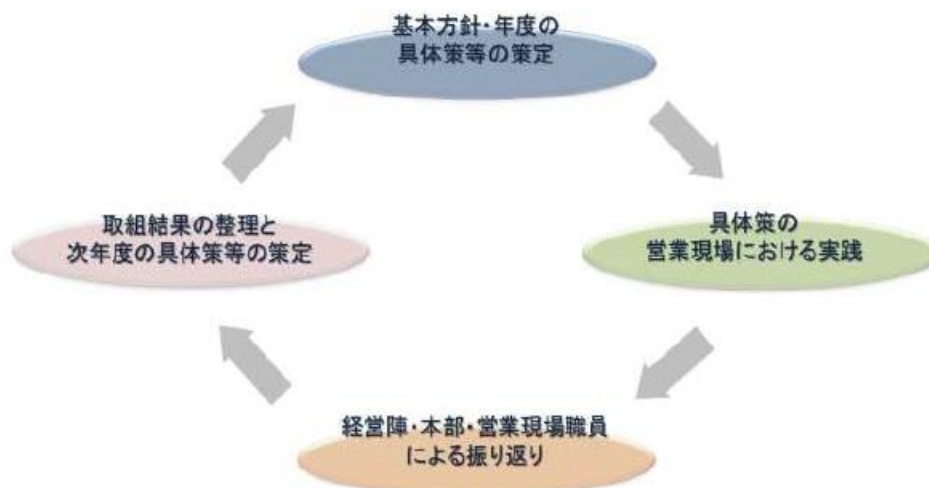
多くの販売会社は、経営戦略等を踏まえて、長期投資や資産全体に対する分散の最適化を目指としています。そのために、以下のプロセスごとに各種のツールを導入して創意工夫を凝らしている一方で、導入した提案ツール等が十分に活用されていない等の課題もみられます。

顧客の意向確認と提案プロセス	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 営業現場において、①提案ツールの活用、②顧客の運用資産全体を最適化する意識の定着に課題があり、資産全体の最適なポートフォリオの提案には必ずしも繋がっていない
商品選定プロセス	<ul style="list-style-type: none"> ① 営業現場での商品選定 / ② 本部による商品ラインアップの整備 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 顧客に最善の商品を提供するために、明確なプロセスや仕組みを定めた上で商品選定を行い、各顧客に適した商品を提案することが求められる ③ インデックス投信の一物多価 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 同一インデックス投信が併存する場合には、自社のHPの検索機能の充実、対面・非対面で手数料に差異がある場合には、その明示等、顧客への情報提供の在り方についての検討が望まれる
フォローアップ	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 長期分散投資の実現のために、販売後においても、①定期的に顧客の意向を確認し、②顧客の保有資産全体を見ながら、③ポートフォリオの最適化のための提案を行うことが望まれる
業績評価	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 自社の経営戦略と統合的な業績評価体系を整備し、営業現場に対し顧客本位の業務運営を動機付けることが求められる
管理検証態勢	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 顧客本位の業務運営に関する取組みにあたっては、様々な指標を用いて現状を把握し、それを踏まえて今後の取組の改善に繋げる、事後的な検証態勢(PDCAサイクル)の構築が重要

3. 取組の「見える化」や情報発信等の現状と課題

販売会社が採用している経営戦略等と経営戦略等に沿った様々な創意工夫が顧客に伝わる必要があります。このため、販売会社は、そうした創意工夫を取組方針等において「見える化」することが求められますが、販売態勢面での実践や取組方針等の「見える化」に課題が残っている販売会社も多く見受けられます。

「金融審議会 市場ワーキング・グループ」報告書を踏まえた金融庁の対応	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「顧客本位の業務運営に関する原則」に示されている内容ごとに対応した取組方針等を示していることが確認できた金融事業者を「金融事業者リスト」として公表（年4回、総数：1,164掲載者） ▶ 金融事業者の取組方針等に係る比較分析の実施
金融庁による金融事業者の取組方針等の好事例の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 金融事業者には、以下の1.、2.の観点から取組方針等の記載内容に係る検証を通じて、経営陣から営業職員までが顧客に向き合う姿勢を考える契機とすることが期待されている <ol style="list-style-type: none"> 1. 顧客が金融事業者を選択するに当たり、分かりやすく有用な情報が示されているか 2. 「原則」の趣旨・精神を自ら咀嚼した取組内容や、営業員をはじめとする従業員が、「原則」を実践するために、どのような行動をとるべきかが具体的に示されているか ▶ 取組方針やその具体策について、策定→実践→振り返り→次年度の取組みの検討といったサイクルによる定期的な見直しが期待される（下図参照）
金融庁による取組方針等の比較分析と課題	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 主に銀行の取組方針等について、原則2～7の項目ごとに比較分析したが、引き続き、具体性に欠ける等の多くの課題が認められたため、工夫事例や期待されるレベル感を提示した
金融庁による一般向けの情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 様々な媒体を通じて、金融庁の施策を説明し、より良い取組みを行う金融事業者が顧客から選択されるメカニズムの実現を後押ししていく

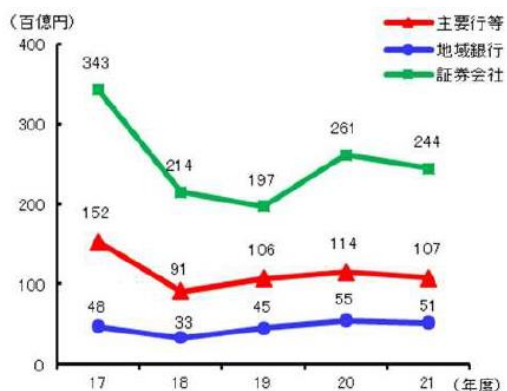


4. 個別商品の販売動向と課題

仕組債のように、中長期的な資産形成を目指す一般的な顧客ニーズに即しているとは考えにくい商品・サービスが、限定した顧客に絞って販売する態勢が整っていない等、経営レベルでの検討が必要です。

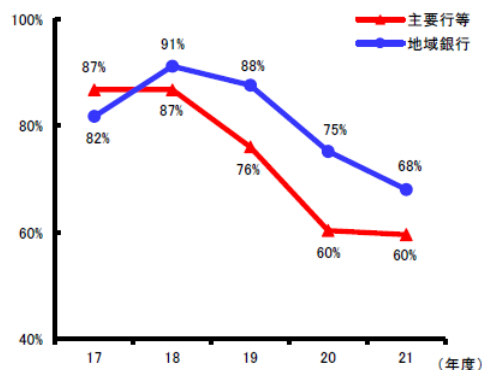
商品	課題
仕組債	<p>現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 販売額は、EB債(個別株価連動型の仕組債)を中心に相応の規模となっている <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 中長期的な資産形成を目指す一般的な顧客ニーズに即した商品として、ふさわしいものとは考えにくい <p>商品性に関する問題点</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 一般的な債券と異なり、当初予定の満期時に元本で償還される可能性が必ずしも高くないこと ▶ 十分な金融知識がないと、リスクやコスト見合いのリターンの理解が困難なこと <p>販売体制に関する問題点</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 顧客が負担するコスト開示や他の運用商品との比較説明といった観点で、商品説明が不十分であること ▶ 顧客の最善の利益に資する真のニーズに応じた販売が行われていない可能性が高いこと
ファンドラップ・バランス型ファンド	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ファンドラップの最低契約金額が低くなり小口化していく中で、顧客にとってファンドラップの投資一任運用に係る報酬とサービスの対価関係が不明確であり、その点についての説明が十分にされていない ▶ ファンドラップ・バランス型ファンドと共に、他の複数の商品を併せて保有する顧客の中には、ポートフォリオにおける両者の位置付けを不明確なまま組み込み、全体の最適化を図れていない例がある
外貨建て一時払い保険	<p>運用の側面があるにも関わらず、他の運用商品との比較説明が行われておらず、顧客のポートフォリオ全体における位置付けが不明確となっている。</p>

【仕組債の販売額の推移】



(注1)有効回答が得られた主要行等7行、地域銀行23行、証券会社6社を集計
(注2)銀行は仲介・紹介販売ベース。証券会社は、他社からの仲介・紹介含む。
(資料)金融庁

【一時払い保険の販売額に占める外貨建比率推移】



(注1)有効回答が得られた主要行等9行、地域銀行26行を集計
(注2)自行販売ベース
(注3)17年度末を100として指数化
(資料)金融庁

5. 今後のモニタリング等における重要な点について

金融事業者は、安定した顧客基盤と収益の確保に向けて、自らの掲げる経営戦略と統合的な具体的施策を営業現場に浸透させることが求められます。しかしながら、本事務年度のモニタリングや対話を通じて様々な課題が確認されており、こうした状況を踏まえて、金融庁は、来事務年度においては、次の観点を踏まえてモニタリング・対話等を行うとしています。

- ▶ 経営陣が長期的に持続可能な経営戦略を検討し、取組方針において明確化・具体化しているか。
- ▶ 経営戦略に沿った取組みが営業現場に定着し、成果が出ているか
- ▶ 3線管理(第1線(現業部門)、第2線(管理部門)及び第3線(内部監査部門)による管理)の中で、自らのビジネスモデルの有効性や適切性を検証する態勢が取られているか
- ▶ 金融庁による苦情やデータの分析を踏まえたモニタリング

【EY Viewpoint】

- ▶ 報告書の中で、多くの金融事業者は、リスク性金融商品販売等にかかる経営戦略やビジネスモデルについて、顧客の「最善の利益」を実現しつつ、自らの安定した収益の確保に繋げるため、顧客セグメントを意識した検討や対応を進めているとしつつも、その実践には課題も見受けられると分析されています。
- ▶ 安定した顧客基盤と収益の確保に向けて、自らの掲げる経営戦略と統合的な具体的施策を営業現場に浸透させるためのさらなる取組みが求められると考えられます。

EY Wealth & Asset Management Thought Leadership



日本社会が変わりつつある中、金融機関はどうすれば成功できるか

金融機関の中で、人口動態の変化に伴い日本の投資家のニーズが変化することを先んじて感知し、イノベーションを引き起こすことができる組織には、素晴らしい成長機会があるでしょう。



サステナブルファイナンスで実体経済の脱炭素化に貢献するには

ネットゼロに移行するセクター固有の道筋に資金を提供する場合、金融機関は投融資する事業に関する知識を深める必要があります。

EY Japanでは、各種SNSでサービスや最新の知見などについて情報を発信しています。

ぜひフォローをお願いいたします。

【Facebook】

<https://www.facebook.com/EYJapanOfficial/>

【Twitter】

https://twitter.com/Japan_EY

【LinkedIn】

<https://www.linkedin.com/company/ernstandyoung/> *

【YouTube】

<https://www.youtube.com/channel/UCr1D56Lk-IGz33yHk-a16mw>

*グローバルのアカウントで日本語の情報を発信しています。

EYウェルス&アセットマネジメントセクターのHPでも、
情報を発信しております。ぜひご覧ください。

https://www.ey.com/ja_jp/wealth-asset-management

また、本内容に関するご質問等は下記までご連絡ください。

E-mail: ey.wam.viewpoints@jp.ey.com

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world(より良い社会の構築を目指して)」をパーパスとしています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起(better question)をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、[ey.com/privacy](https://www.ey.com/privacy)をご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、[ey.com](https://www.ey.com)をご覧ください。

EY Japanについて

EY Japanは、EYの日本におけるメンバーファームの総称です。EY新日本有限責任監査法人、EY税理士法人、EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社などから構成されています。なお、各メンバーファームは法的に独立した法人です。詳しくは[ey.com/ja_jp](https://www.ey.com/ja_jp)をご覧ください。

© 2022 EY Japan Co., Ltd.

All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY Japan株式会社および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[ey.com/ja_jp](https://www.ey.com/ja_jp)